平成２４年（フ）第１１３２号
横浜市旭区万騎が原78番地６　サンコーポ101
債務者　天野　道夫
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３７号
横浜市都筑区東方町603番地　間瀬荘201号、申立時の住所横浜市神奈川区菅田町488番地西菅田団地２街区４号棟403号室
債務者　田中　敏美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１８１号
横浜市鶴見区元宮１丁目14番15号　エステートピア大西203
債務者　松井圭史朗
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１２号
横浜市港北区篠原町1084番地１　秀栄荘204
債務者　室井恵理子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９６号
神奈川県藤沢市善行１丁目５番地の５　パラッツオ・セリタ203
債務者　吉村　理恵
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条10丁目５番18号
債務者　水留　剛志
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
北海道旭川市豊岡８条３丁目５番７号　豊岡フジハイツ206号
債務者　阿部　克弘
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
北海道上川郡比布町新町３丁目５番３－２号
債務者　吉田　明美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７号
北海道旭川市永山１条20丁目４番12号
債務者　安川　敏夫
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８０号
北海道旭川市忠和８条５丁目４番35号　ハイツ純105
債務者　棚田　香織
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０５号
北海道旭川市永山８条11丁目４番16号　みゆきマンション101号
債務者　高橋　洋子（旧姓石森・山本）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０７号
北海道旭川市東光４条４丁目２番10号　セクションＣ
債務者　稲葉　正雄
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１７号
北海道富良野市東麻町２番15号　松崎久子方、住民票上の住所北海道旭川市永山５条11丁目３番４号　アイドリーブ102号室
債務者　伊藤　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５号
北海道旭川市神居２条12丁目１番15号　須戸マンション、住民票上の住所北海道旭川市川端町６条９丁目３番16号　第３美園104
債務者　安保　哲平
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部